

1/8 令和5年荒尾市消防出初式が
開催されました

消防団員の士気の高揚と、防災意識の普及・啓発のため、「令和5年荒尾市消防出初式」を運動公園の多目的広場で開催しました。3年ぶりの屋外開催で、式典のほか、通常点検・分列行進・車両パレードを実施しました。
消防団員一同は、今年も荒尾市の安心・安全のため、防災活動に尽力することを誓いました。



100歳おめでとうございます!
原田 美保さん(八幡台一丁目)

1月16日に100歳を迎えました。90歳近くまで民謡教室に通ったり、友人と旅行を楽しんだりしていました。現在は、101歳の夫とケアハウスで穏やかな生活を送っています。ご家族は「病気ひとつなく過ごせるのは、スタッフの皆さんのおかげです。あと4年で在命中の最長寿夫婦としてギネス世界記録になるので長生きしてほしい」と話していました。



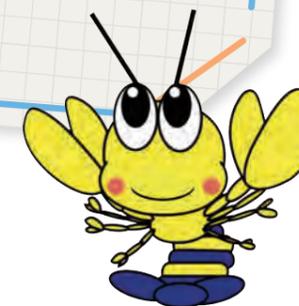
1/29 熊日郡市対抗女子駅伝大会で
躍進賞を獲得

県内19郡市が出場した、第40回熊日郡市対抗女子駅伝大会が開催されました。新型コロナウイルス感染拡大の影響で、公道での開催は3年ぶり。熊本市中央区のびふれす熊日会館前をスタートし、7区間28キロを走りました。荒尾市はメンバー全員が中高生という若いチームでしたが、大健闘し、1時間43分37秒の9位でゴール。前回大会から順位を6つ上げ、躍進賞を獲得しました。



まちの話題

Arao City News



荒尾市の気になる
話題をお届け!

地域の活動掲示板

荒尾市ではさまざまな活動が行われています!

ミニ門松作り



SDGs.4
12/18 「質の高い教育をみんなに」
よかまち中央会



よかまち中央会は、毎年恒例のミニ門松作りを中央区団地集会所で実施しました。地域住民約70人が参加し、竹や松・梅・ナンテンなどの材料を鉢に植え、彩りよく門松を仕上げました。完成したミニ門松はそれぞれ自宅に持ち帰り、お正月を迎える準備を行いました。

歩け歩け大会



SDGs.4
12/11 「質の高い教育をみんなに」
府本地区協議会



府本地区協議会は、府本小学校周辺で「歩け歩け大会」を開催しました。今回は同協議会と府本小学校が連携して実施し、児童と地域住民合わせて約200人が参加。児童が企画したスタンプラリーとごみ拾いも行われ、参加者はウォーキングや地域交流を楽しみました。

1/12・13 炭鉱電車が万田坑にやってきた!
炭鉱電車保存整備事業

三池炭鉱で石炭を運んでいた炭鉱電車が万田坑にやってきました! この電車は、三池炭鉱閉山後にも三井化学(株)大牟田工場で使用されていましたが、荒尾市に2両寄贈いただくこととなり、1月12日に大牟田工場を出発し、13日に万田坑内の選炭場跡に設置されました。現在、展示整備に向けて工事中で、保護のため電車にはシートを被せています。一般公開までしばらくお待ちください。



万田坑内の選炭場跡に置かれた2両の炭鉱電車。

スマートシティ 「児童見守りサービス」の実証
実験を行いました!

一小と万田小で「児童の見守りサービス」の実証実験をNTTコミュニケーションズと連携して行いました。昨年度の顔認証で登下校時刻と体表温が記録される仕組みに加え、今回新たに教育用タブレット端末の位置情報を活用した登下校途中の見守りの実証を行いました。今回の実証での学校や保護者の意見を踏まえて改善を続けて、早期に導入できるよう進めていきます。





統一地方選挙

県議 4月9日(日) / 市議 4月23日(日)

任期満了による熊本県議会議員一般選挙と荒尾市議会議員一般選挙を行います。市民の代表を選ぶ大切な一票です。棄権することなく進んで投票しましょう。

選挙公報

- 選挙公報は投票日の2日前までに全世帯に配ります。候補者を選ぶ貴重な資料として、よく読んで投票してください。
- 告示後に、県議会議員選挙は県ホームページに、市議会議員選挙は市ホームページに、それぞれ選挙公報を掲載予定です。

選挙速報

- 市ホームページに、期日前投票者数と選挙当日の投・開票状況などを掲載しますのでご覧ください。

市ホームページ▶



新型コロナウイルスに感染した人は「特例郵便等投票」ができます

- 外出自粛要請を受けた人
- 隔離か停留の措置を受けて宿泊施設内に収容されている人

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

市ホームページ 特例郵便等投票▶



過去の混雑状況を参考にお越しく下さい

平成31年4月7日執行 県議会議員一般選挙

①期日前投票(市役所)

期日前投票最終日に近づくほど混雑

(9時30分～10時30分)

②期日前投票(ゆめタウンシティモール)

期日前投票最終日に近づくほど混雑(10時～11時)

③投票日当日 10時～12時が混雑

平成31年4月21日執行 市議会議員一般選挙

①期日前投票(市役所)

期日前投票最終日に近づくほど混雑

(9時30分～10時30分)

②期日前投票(ゆめタウンシティモール)

期日前投票最終日に近づくほど混雑(10時～11時)

③投票日当日 10時～12時が混雑

不在者投票

①滞在先(市外)での不在者投票

投票日に仕事などで荒尾市外に滞在先、投票に行くことができないと見込まれる人は、滞在先の選挙管理委員会に不在者投票ができます。事前に荒尾市選挙管理委員会に「不在者投票宣誓書(兼請求書)」を郵送し、投票用紙を請求してください(電子メール・FAX不可)。投票用紙の郵送には時間が掛かりますので、手続きはお早めをお願いします。

※「不在者投票宣誓書(兼請求書)」は市ホームページからダウンロードできます。

②病院・老人ホームなどでの不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定している病院や施設に入院・入所している人は、そこで不在者投票ができます。お早めに病院や施設にお問い合わせください。

入院・入所中の人が不在者投票できる

市内の病院・施設(50音順)

荒尾こころの郷病院、荒尾市民病院、荒尾中央病院、慈眼苑、新生翠病院、白寿園、平成ドリーム館

③郵便などによる不在者投票

下の表に当てはまる人は、郵便などで投票ができます。この制度を利用するには、事前に郵便等投票証明書の交付手続きが必要になります。詳しくはお早めに選挙管理委員会にお問い合わせください。

■郵便等投票証明書の交付が受けられる人

身体障害者手帳	両下肢、体幹か移動機能の障がい	1級か2級
	内臓機能の障がい(心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸)	1級か3級
	免疫か肝臓の障がい	1級～3級

戦傷病者手帳	両下肢か体幹の障がい	特別項症～第2項症
	内臓機能の障がい(心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓)	特別項症～第3項症

介護保険の被保険者証 要介護状態区分が要介護5の人

郵便等投票の資格がある人(郵便等投票証明書交付者)で、自ら投票の記載をすることができない人として定められた障がいがある人は、選挙管理委員会に代理記載人の申請の届け出をした後、代理記載人投票をすることができます。

投票日

- 県議会議員一般選挙・・・4月9日(日)
- 市議会議員一般選挙・・・4月23日(日)

投票時間 7時～20時

投票所 市内23カ所

各家庭に郵送する「投票所入場券」に記載された投票所で投票してください。

市ホームページ
投票所一覧



※投票の際は新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用・手指消毒にご協力ください。

☎ 選挙管理委員会 ☎63-1254



投票所入場券

- 投票所入場券は、1人1枚ずつ郵送しますので、投票日には入場券を持って投票所にお出かけください。
- 入場券を忘れたり紛失された人、届かない人は投票所で係員に申し出てください。再発行して投票できます。

投票用紙 自書式(候補者氏名を記入する)

期日前投票

選挙当日に仕事やレジャーなどで投票所へ行くことができないと見込まれる人は、期日前投票ができます。期日前投票の際は、「投票所入場券」裏面の期日前投票宣誓書を事前に記入しておく、受付が早く済みます。

期間

- 県議会議員一般選挙 4月1日(土)～4月8日(土)
- 市議会議員一般選挙 4月17日(月)～4月22日(土)

場所と時間

- 市役所1階11号会議室 8時30分～20時
- ※市役所1階11号会議室は投票日当日も第2投票所に指定されていますが、投票日当日は期日前投票と異なり、投票所入場券の投票場所が市役所と記載されている人しか投票できませんので、ご注意ください。
- ゆめタウンシティモール 2階 シティホール 10時～19時

投票できる人

次の要件を全て満たす人が投票できます。

県議会議員一般選挙

- 4月9日(日)現在で満18歳以上であること(平成17年4月10日までに生まれていること)
- 荒尾市の選挙人名簿に登録されていること
選挙人名簿に登録されるには、荒尾市で住民票を作成した日(転入の届け出をした日)から令和5年3月30日までに3カ月以上引き続き住民登録がある日本国民であることが必要です。
- 選挙権を停止されていないこと
※県外に転出した人は投票できません。県内に転出した人は、転出先の市町村の選挙人名簿に登録されていない場合は、荒尾市で投票できる場合がありますので、選挙管理委員会へお問い合わせください。

市議会議員一般選挙

- 4月23日(日)現在で満18歳以上であること(平成17年4月24日までに生まれていること)
- 荒尾市の選挙人名簿に登録されていること
選挙人名簿に登録されるには、荒尾市で住民票を作成した日(転入の届け出をした日)から令和5年4月15日までに3カ月以上引き続き住民登録がある日本国民であることが必要です。
- 選挙権を停止されていないこと
※市外に転出した人は投票できません。